

資料2（サービス別事項）

制度説明（第1部）

令和元年7月11日

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

目 次

2 サービス別事項

- (1) 障害者支援施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
- (2) 相談支援・自立生活援助・共同生活援助・・・・・・・・ 117
- (3) 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所・・ 146
- (4) 児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
- (5) 日中系サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援）・・・・・・・・ 164

事 故 報 告 書 (例)

記入日： 年 月 日

報告者：(職 名) ○○ ○○

利用者名		生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男 女
障 害 名				手帳等級		支援区分	
身元引受人	(続柄：)		住 所				
事故等の発生年月日	年 月 日 ()						
発 生 状 況							
場 所							
時 間	時 分頃						
事故等の状況							
事故時の対応 又は見通し							
事 故 原 因							
事故後の対応							
今後の支援について							
そ の 他 事 項							

事故発生報告票(例)

① 報告年月日	報告年月日	令和 年 月 日 曜日			
② 事業所の内容	法人の名称				
	施設の名称			所在地	
	電話番号	TEL			FAX
	報告者	職名			氏名
③ 利用者の概要	利用者氏名				性別
	利用者住所				TEL
	障害の種別			障害支援区分	区分
④ 事故の概要	事故発生日時	令和 年 月 日 曜日 時 分		発生場所	
	事故の種別				
	事故発生の経緯				
	事故後の対応				
⑤ 利用者家族への対応等	利用者の状況				
	利用者・家族等に対する連絡・説明				
	治療した医療機関名				
⑥ 市町村及び関係機関への連絡・説明状況					
⑦ 事故の原因及び今後の改善策					

事 務 連 絡
令和元年6月14日

障害福祉サービス事業所・施設代表者 殿

宮崎県障がい福祉課長
(公 印 省 略)

結核の集団発生に係る注意喚起について (依頼)

このことについて、今般、県内で当該感染症の集団発生事例の報告がありました。

つきましては、別紙を御参照の上、職員の皆様等へ御周知くださるようお願いいたします。

また、社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設においては、従事者及び65歳以上の入所者について、年に1度の結核の定期健康診断の実施と保健所への報告が義務づけられていますので、併せて御留意ください。

結核について

1 概要

- 病原体：結核菌
- 感染経路：結核患者の咳やくしゃみとともに排出される飛沫を吸い込むことによる空気（飛沫核）感染
- 感染と発病：「感染」＝「発病」ではない。

発病者：結核菌が体内で増殖し、身体に何らかの異常や症状を引き起こす状態の者。咳や痰の中に菌が排泄される者は、入院治療となる。菌が排泄されないものは通院治療となる。

感染者：結核菌が感染しているが症状を呈していない状態で、人に感染を広げる可能性はない。

感染した人がすべて発病するわけではなく、感染者のうち発病する人は約1割といわれ、発病する場合は感染後6か月頃から2年以内が多いと言われている。

また、他の病気や加齢等により身体の抵抗力が低下したときにも発病するため、感染後数十年経って発病することもある。

2 結核の症状

- 咳、痰、発熱（38℃台以下が多い）などの風邪様の症状で始まる。
- 治療しても風邪様症状が2週間以上持続するか、又は一度改善しても再度出現する。
- さらに進行すると、全身倦怠感、血痰、呼吸困難等が起こる。

3 主な治療法

- 主な抗結核薬（通常4種類）を最低6か月間内服する。
- 喀痰中に結核菌を認める場合（塗沫陽性患者）は入院治療を行う。喀痰中に結核菌を認めない場合には、通院にて治療することが可能である。

4 予防法

- 予防接種：生後1歳に達するまでの期間に、BCG接種を完了する。
- 早期発見早期治療：毎年1回は定期の健康診断（胸部レントゲン撮影）を受診する。
次のような症状がある場合には、医療機関を受診する。
 - ① 2週間以上続く咳や痰
 - ② 血の混じった痰や胸痛
 - ③ 発熱、寝汗、身体のだるさ